

## 岐阜県教科用図書可茂地区採択協議会規約

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書可茂地区採択協議会と称する。

第2条 本協議会は、次に掲げる市町村（組合）教育委員会がこれを設ける。

美濃加茂市教育委員会 美濃加茂市富加町中学校組合教育委員会  
可児市教育委員会 坂祝町教育委員会 富加町教育委員会  
川辺町教育委員会 七宗町教育委員会 八百津町教育委員会  
白川町教育委員会 東白川村教育委員会 御嵩町教育委員会  
可児市・御嵩町中学校組合教育委員会

第3条 本協議会は、採択基準に基づき採択地区内の市町村（組合）教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 採択地区内の市町村（組合）教育委員会は、本協議会の協議の結果を尊重するものとする。

第5条 本協議会は、採択地区内で次に掲げる者の中から選出した29名の委員をもって構成する。ただし次の（1）に掲げる市町村（組合）の教育委員会とは、採択地区内の全市町村（組合）教育委員会をさす。また、教育長または教育委員の代表は必ず含むものとする。

- (1) 市町村（組合）教育委員会の教育長または教育委員の代表
  - (2) 市町村（組合）教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
  - (3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員
  - (4) 採択地区内の学識経験者および保護者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。
- 4 前年度と同一の教科用図書を採択することとなっている年度については、第1項に掲げる委員による協議の場を設置せず、市町村（組合）教育委員会代表者による地区採択協議の場とする。

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

- 2 会長及び副会長は委員の中から互選する。

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第8条 本協議会は、会長がこれを招集する。

ただし、第1回の会議においては、可茂地区教育長会会長が招集する。

第9条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。
- 3 再度協議会を開いた結果、協議が調わなかった場合は、多数決をもって決定をする。

第10条 本協議会の庶務は、協議会が定めるところにおいて処理する。

第11条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究調査委員を置く。

- 2 研究調査委員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究調査委員となることができない。
- 4 研究調査委員は、岐阜県教育委員会から提示された選定に必要な資料その他を参考にし、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

第12条 会長は、調査研究・協議等の会議を開催するに当たって、可茂教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

第13条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町村(組合)教育委員会が分担するものとする。

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはあって定める。

- 2 協議会で作成した文書は行政文書扱いとし、情報の提供および公開を行う。

附則 この協議会は、採択地区内の市町村(組合)教育委員会の議決を経て設定されるものとする。

附則 この規約は、平成16年 4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成17年 5月24日から施行する。

附則 この規約は、平成18年 5月23日から施行する。

附則 この規約は、平成19年 5月23日から施行する。

附則 この規約は、平成22年 5月26日から施行する。

この規約は、平成25年 7月25日に一部を改定し、施行する。

附則 (施行期日)

- 1 この規約は、平成27年 5月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。）附則第二条第一項の規定により、なお従前の例により教育長が在籍する間の第五条の規定の適用については、同条中「教育委員の代表」とあるのは「職務代理者」とする。